

別記(四)

要 求 書

- 一、前組長二名及、班長二名、何等級は、不當解雇ト認ム故ニ直チ復職サル事
- 二、前組長六名ヲ直チニ職長トスル事
- 三、班工作課長及、各務務務係の信任ハス
- 四、退職手續ヲ制定シ即時發表スル事
- 五、常備者、獎勵金ヲ最高一千特圓トシ即時發表スル事
- 六、病氣欠勤一對シテ八大ヶ月間解雇セサリエト（健康保險、有効期間）
- 七、定期昇格ヲ年二回実施スル事ト
- 八、今後、事件ノ開シテハ速封ニ該生者ヲ出サス事

勞教第四六三六號

昭和六年十月二十一日

警視總監 高橋 守 雄

内務大臣 安達 謙藏
陸軍大臣 南次郎
社會局長 宮殿

Q. 10.29
3.15pm

石川島飛行機製作所事議一件 (第三報解決)

- (1) 職工等ハ解雇者三回積ミ十六日ヨリ約百五十名位罷業ヲ凌行、立場目ニ回ル要水書ヲ提出セリ
- (2) 職工等ハ會社、態度過硬ナニ爲メ態度ヲ改メ十七日伊藤工場長ヲ信頼シト
而シ無条件解決セリ
- (3) 伊藤工場長ハ初解式、席上ニ於ケラモ事項一回目ニ對、テハ社長ト相談、上
実現シ得ル確信ヲ有スル旨言明セリ

A